

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
4	R6.3.26	R6.5.24	戻入（納付）執行状況	5		1				1	1			1				（7条2号及び3号） 特定の個人又は事業者による支援金の戻入（返還）情報を公にすることにより、当該事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるため。 （7条6号） 左記金額を公にすることにより、当該支援金の戻入に関する未収状況が明らかとなり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局総務部企画調整課
5	R6.3.26	R6.5.24	・国月次支援金20万円の各返還件数と返還金額及び国月次支援金の国への返還日時と金額 ・請求者へ国月次支援金の返還要求があることにつき国からの委任状					1										請求に係る情報を実施機関では取得しておらず、存在しないため。	産業労働局総務部企画調整課
6	R6.5.13	R6.5.27	令和6年度「観光産業人材活用支援事業」企画運営等業務委託に関する ・決定事業者の企画提案書 ・選定委員会の議事録一式 ・選定委員会の評価結果点数、項目ごとの明細一覧	50		1				1	1			1				（7条2号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 （7条3号） 法人の保有するノウハウ等の技術上の情報であり、公にすることにより当該法人の事業活動が損なわれ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。 （7条6号） 都が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局観光部受入環境課
7	R6.5.13	R6.5.27	令和6年度「外国人材受入総合サポート事業」実施運営業務委託に関する ・決定事業者の企画提案書 ・選定委員会の議事録一式 ・選定委員会の評価結果点数、項目ごとの明細一覧	72		1					1			1				（7条3号） 法人の保有するノウハウ等の技術上の情報であり、公にすることにより当該法人の事業活動が損なわれ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。 （7条6号） 都が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局雇用就業部就業推進課